

芳賀台地土地改良区事務局長専決規程

第1条 この規程は、理事長の専決に委ねる軽易な事項の範囲内において、事務能率の向上を図るため、事務局長の専決する事務を規定する。

- (1) 職員に栃木県内への日帰り出張を命ずること。
- (2) 職員に時間外勤務を命ずること。
- (3) 規程に定められた、休暇の承認並びに職員の遅刻、早退、外出等服務に関すること。
- (4) 事務執行で、定例的かつ軽易なものの企画、調整及び処理に関すること。
- (5) 軽易な通知、照会、依頼、その他文書の受発に関すること。
- (6) 各種台帳、帳簿等の閲覧の許可に関すること。
- (7) 軽易な調査、検査等に関すること。
- (8) 予定価格1件30,000円未満の事務用備品、消耗品の購入並びに写真、図面等の発注及び燃料の購入に関すること。
- (9) 予算に定められた、定例的な補助金、負担金、委託金等の申請に関すること。
- (10) 事務、事業の執行上において、必要が生じた関係者の招致に関すること。
- (11) 日誌、行事予定に関すること。
- (12) その他理事長が認めた事務執行に関すること。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。
平成 年 月 日より施行する。